行政手続法の施行状況に関する調査結果ー地方公共団体ー

第1 調査の趣旨、目的等

1 調査の目的

平成6年10月1日に施行された行政手続法(平成5年法律第85号)については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」 (平成8年12月25日閣議決定「行政改革プログラム」)こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである。

調査時点等については、①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況について平成12年 3月31日現在の状況、②聴聞・弁明手続の実施状況について平成11年度の1年間の実績を、各々 調査した。

なお、本調査は、過去3回実施しており、今回が第4回目の実施となる。

2 調査対象機関

地方公共団体については、全都道府県(47団体)及び一部の市(各都道府県の政令指定都市及び県庁所在市以外で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市)(49団体)を対象とした。(具体的調査対象市名は、別表1のとおり。)

なお、国の行政機関についての調査結果は、本年4月に公表済みである。

3 調査対象項目

(1) 行政手続法第2章に定める「申請に対する処分」についての手続

- ① 申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するため に必要とされる基準である「審査基準」の設定状況(設定の有無、未設定理由等)
- ② 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である「標準処理期間」の設定状況(設定の有無、具体的設定期間等)

(2) 同法第3章に定める「不利益処分」についての手続

- ① 許認可等の取消し、営業の停止等の「不利益処分」をする際の判断基準である「処分基準」の設定状況(設定の有無、未設定理由等)
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている「聴聞・弁明」の実施状況等

なお、下表の「調査対象処分」は、各法令所管省庁において、地方公共団体(都道府県、市)が処分権者となっている処分を平成12年3月31日現在で整理し、今回の調査対象としたものである。また、「該当処分」は、「調査対象処分」から、それぞれの地方公共団体において「当該団体に法令の適用される行政客体が存在し得ず、申請又は処分があり得ないとしたもの」及び「管内市町村に権限を委任しているもの」を除いたもの(1団体当たりの平均値)である。

(単位:種類)

区分	申請に対	する処分	不利益	益 処 分
区分	調査対象処分	該当処分	調査対象処分	該当処分
都道府県	1, 578	1, 453	1, 330	1, 237
調査対象市	5 3 6	2 5 1	5 9 5	2 9 7

- (注) 1 地方公共団体においては、例えば、「大都市における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」、「公害健康被害の補償等に関する法律」、「自然環境保全法」のように、地域によっては特定の法律に基づく申請又は処分があり得ない場合が少なくない。
 - 2 都道府県の場合には、地方自治法第153条(平成11年の法改正前)により、特定の処分権限を管内の市町村に委任する場合がある。

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。」(法第5条第1項)とされている。

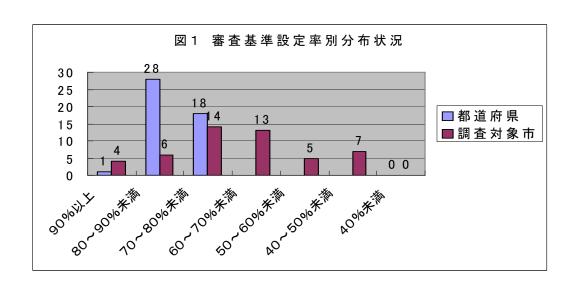
今回、都道府県及び調査対象市における審査基準の設定状況(1団体当たりの平均値)を調査した結果は、表1のとおりであり、都道府県では、総数1,453種類の該当処分のうち1,185種類(81.6パーセント)について、また、調査対象市では、総数251種類の該当処分のうち175種類(69.8パーセント)について、審査基準が設定されていた。(各団体別の内訳は、別表2参照)

表 1 地方公共団体における審査基準の設定状況(1団体当たりの平均値)

	都道府県		調査対	村象市
区 分	該当処分種類 総数	審査基準設定済み	該当処分種類 総数	審査基準設定済み
平成12年3月31日 現在	1, 453	1, 185 (81.6)	2 5 1	1 7 5 (69.8)

(注) 1 () 内は、該当処分数を100 とした場合の指数である。 2 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い 尽くされているとの理由で、審査基準を設定していないもの」も含めている。

また、審査基準の設定率別分布状況は、図1のとおりであり、都道府県では、70パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが25団体と過半を占める状況にあった。



(2) 審査基準が設定されていない処分

今回、審査基準が設定されていない処分(1団体当たりの平均値)は、都道府県で268種類、調査対象市で76種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表2のとおりであった。 都道府県、調査対象市のいずれにおいても、未設定の理由として多く挙げられているものは、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」及び②「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約8割~9割を占めていた。

表 2 審査基準未設定処分数とその未設定理由別内訳(1団体当たりの平均値)

Ī	k 設 定 処 分 数 (合 計)	都道府県	調査対象市
		2 6 8 (100)	7 6 (100)
未設	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難	1 7 2 (64.3)	5 9 (78.0)
定	② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	5 0 (18.5)	1 2 (15.8)
理由	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に 申請が見込めず、審査基準を設定する実益 がない	2 4 (8.8)	2 (2. 6)
	④ その他	2 2 (8. 4)	3 (3. 6)

⁽注) ()内は、審査基準未設定処分種類数(合計)を100 とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 審査基準の新たな設定状況

前回調査時(平成9年3月31日)において、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に 実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁 量が大きく、審査基準を設定することが困難」などの理由から審査基準が未設定となってい た処分(都道府県1団体当たりの平均値)286種類のうち、今回の調査時までに新たに審査 基準を設定したものを調査した結果、18種類(6.2パーセント)みられた。

(4) 標準処理期間の設定状況

「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定めるように努める。」(法第6条) こととされている。

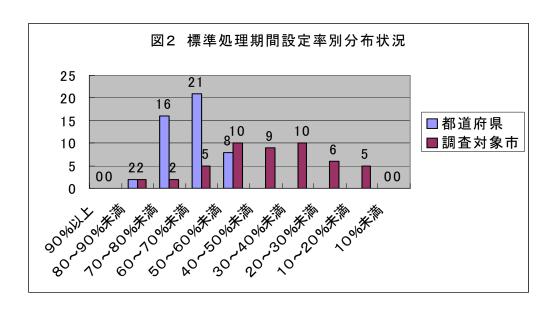
今回、都道府県及び調査対象市における標準処理期間の設定状況(1団体当たりの平均値) を調査した結果は、表4のとおりであり、都道府県では、総数1,453種類の該当処分のうち 985種類(67.8パーセント)について、また、調査対象市では、総数251種類の該当処分のう ち114種類(45.4パーセント)について、標準処理期間が設定されていた。(各団体別の内訳 は別表3参照)

	都道	都道府県		対象市
区 分	該当処分種類総数	該当処分種類 標準処理期間 総数 設定済み		標準処理期間設定済み
平成12年 3 月31日 現在	1, 453	9 8 5 (67.8)	2 5 1	1 1 4 (45.4)

表 4 地方公共団体における標準処理期間の設定状況(1団体当たりの平均値)

(注) ()内は、対象処分種類総数を100 とした場合の指数を表す。

また、標準処理期間の設定率別分布状況は図2のとおりであり、都道府県では、50パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが30団体と約6割を占める状況にあった。



(5) 標準処理期間が設定されていない処分

今回、標準処理期間が設定されていない処分(1団体当たりの平均値)は、都道府県で468種類、調査対象市で137種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表5のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、 ①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設 定が困難」及び②「事実関係の認定に難易差があり設定が困難」であり、この2つで全体の約 9割を占めていた。

Ī	夫 設 定 処 分 数 (合 計)	都道府県	調査対象市
		4 6 8 (100)	1 3 7 (100)
未設	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難	2 8 6 (61.1)	8 8 (64.4)
定	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処 理期間の設定が困難	1 1 9 (25.4)	3 7 (26.8)
理由	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益なし	4 3 (9. 2)	6 (4. 1)
	④ その他	2 0 (4.3)	6 (4.7)

表 5 標準処理期間未設定処分の未設定理由別内訳(1団体当たりの平均値)

(6) 標準処理期間の新たな設定状況等

ア 新たな標準処理期間の設定状況

前回調査時(平成9年3月31日現在)において、「事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難」や「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」などの理由から標準処理期間が未設定となっていた処分(1都道府県当たりの平均値)464種類のうち、今回の調査時までに新たに標準処理期間を設定したものを調査した結果、31種類(6.7%)みられた。

イ 標準処理期間未設定処分と処分実績

今回、標準処理期間を設定していない処分(1団体当たりの平均値)について、その申請 案件の処分実績(平成11年度)の内訳を調査した結果は、表6のとおりであり、都道府県、 調査対象市のいずれにおいても、処分実績のないものが約9割を占めていた。

区分	処分実績別内訳(平成11年度)					
区分	実績なし	1~10件 未満	10件~100 件未満	100 件以上 500 件未満	500 件以上	計
都道府県	4 1 7 (89. 2)	2 5 (5. 2)	1 1 (2. 3)	5 (1.1)	7 (1.5)	4 6 8 (100)
調査対象市	1 2 1 (88. 4)	6 (4. 4)	(3. 3)	(1.7)	(1.7)	1 3 7 (100)

表 6 標準処理期間未設定処分の処分実績別内訳(1団体当たりの平均値)

2 処分実績は、各省庁から報告された件数を基に集計した。

⁽注) ()内は、標準処理期間未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

⁽注) 1 ()内は、未設定の処分種類数(合計)を100 とした場合の各処分実績区分の占める割合を示す指数である。ただし、処分実績不明のものがあるため、各項目の総和は100とならない。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定めるように努める。」(法第12条第1項)とされている。

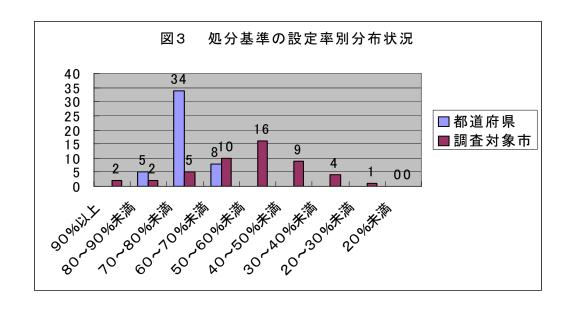
今回、地方公共団体における処分基準の設定状況(1団体当たりの平均値)を調査した結果は、表7のとおりであり、都道府県では、総数1,237種類の該当処分のうち911種類(73.6パーセント)について、また、調査対象市では、総数297種類の該当処分のうち173種類(58.4パーセント)について、処分基準が設定されていた。(各団体別の内訳は、別表4参照)

	都道府県		調査対	対象市
区分	該当処分種類 総数 処分基準設定 済み		該当処分種類 総数	処分基準設定 済み
平成12年3月31日 現在	1, 237	9 1 1 (73. 6)	2 9 7	1 7 3 (58.4)

表 7 地方公共団体における処分基準の設定状況(1団体当たりの平均値)

(注) ()内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

また、処分基準の設定率別分布状況は、図3のとおりであり、都道府県では、60パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが30団体と約6割を占める状況にあった。



(2) 処分基準が設定されていない処分

今回、処分基準が設定されていない処分は、(1団体当たりの平均値)は、都道府県で326種類、調査対象市で123種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表8のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、

①「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」又は②「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約9割を占めていた。

表 8	処分基準未設定処分の未設定理由別門	内訳(1団体当たり)の半均値)

未設定処分数(合計)	都道府県	調査対象市
	3 2 6 (100)	1 2 3 (100)
① 将来的に処分の対象が見込まれるものの 、過去に処分実績がなく又は稀であって、 あらかじめ設定が困難	1 7 9 (54.9)	7 7 (62.7)
② 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準 を設定することが困難	1 2 8 (39.4)	4 2 (34.4)
③ 過去に申請実績があるものの、将来的に 申請が見込めず、審査基準を設定する実益 がない	9 (2.8)	1 (1.1)
④ その他	1 0 (3.0)	2 (1.8)

⁽注) ()内は、未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の 占める割合を示す指数である。

(3) 新たな処分基準の設定状況

前回調査時(平成9年3月31日)において、「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」などの理由から処分基準が未設定となっていた処分(都道府県1団体当たりの平均値)334種類のうち、今回の調査時までに新たに処分基準を設定したものは、23種類(6.9パーセント)みられた。

(4) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。」(法第13条第1項)こととされている。これは、不利益処分の名あて人となるべき者の権利保護を図る観点から、処分の原因となる事実について、その名あて人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会を付与するものである。

具体的には、許認可等の取消し、資格又は地位のはく奪など名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、当該者について、「(審理の場で)口頭による意見陳述等の機会を保障されるべきであるので、そのときには聴聞手続をとることとし、それ以外の不利益処分をしようとするときには、弁明書、証拠書類等の提出による弁明の機会の付与」の手続を執ることとしている。 [総務庁(現総務省)行政管理局編「逐条解説行政手続法」(以下「逐条解説」という。) 128 頁]

今回、都道府県及び調査対象市において平成11年度に行われた不利益処分の種類数と、そのうち事前手続として聴聞又は弁明手続が行われた種類数等は、表9のとおりである。

表 9 平成11年度中に行われた不利益処分と聴聞・弁明手続の実施状況

区 分 平成11年度中に行 われた不利益処分 の種類数		うち聴聞又は弁明手続が執られた処 分の種類数	うち聴聞又は弁明手続が執られなかった処分の種類数	
都道 府県	聴聞相当 処分	5 6 0	4 6 8	9 2
桁県	弁明相当 処分	7 9 6	6 1 2	1 8 4
調査	聴聞相当 処分	5 2	1 2	4 0
調査 対象 市	弁明相当 処分	2 2 4	1 9	2 0 5

(注) 処分種類数は、都道府県及び調査対象市とも延べ数である。

また、聴聞又は弁明の手続が執られた処分について、聴聞又は弁明手続のための実施通知が行われた件数を調査した結果は、表10のとおりであり、行政手続法の規定に則り、聴聞手続が都道府県において24,447件及び調査対象市において1,412件、弁明手続が都道府県において111,395件及び調査対象市において8,659件実施されていた。このうち、当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま終結されたものの割合を調査した結果は表10のとおりであり、聴聞で都道府県が25.7パーセント及び調査対象市が0.8パーセント、弁明で都道府県が65.4パーセント及び調査対象市が74.4パーセントを占めていた。

表10 聴聞手続又は弁明手続の実施状況(平成11年度)

X	分	不利益処分の名あ て人に対する手続 の実施通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出 頭又は弁明書未提出 により手続を終結し たものの件数(b)	不出頭又は未提 出による終結の 割合(%) (b/a)
聴聞相当	都道府県	24,447	6, 293	25.7
処分	調査対象市	1, 412	1 2	0.8
弁明相当	都道府県	111, 395	72,857	65.4
処分	調査対象市	8,659	6, 443	7 4 . 4

- (注) 1 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、 陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており(法第23条第1項)、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。
 - 2 実施通知件数、終結件数は、都道府県及び調査対象市とも延べ数である。

(5) 聴聞・弁明手続が執られていない処分の状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手続を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞又は 弁明の手続を執ることを要しないものがある。

今回の調査において、これらの理由に該当するため聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、理由別の処分の種類数、該当する処分の主な例を調査した結果は表11のとおりであり、「最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当である」 [逐条解説149 頁] とされる④の理由に該当する処分が、最も多い状況にあった。

表11 聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳(平成11年度)

理 由 別	処分の種類数	該当する処分の主な例
	都道府 調査対 象市	
① 公益上、緊急に不利益処分をする 必要があるため、聴聞又は弁明の手続を 執ることができないとき	7 3 1 1	○営業許可の取消(食品衛生法第22条) ○岩石採取停止、災害防止措置命令(採石法第 33条の13第1項) ○信用組合の業務停止等の措置命令(協同組合 による金融事業に関する法律第6条第1項)
② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき	5 8 1 5	○建築士免許の取消(建築士法第9条)○宅地建物取引業者の免許の取消(宅地建物取引業法第66条)○貸金業者の登録の取消(貸金業の規制等に関する法律第37条第1項)
③ 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき	4 6 3 8	 ○違反建築物の除去、移転等の命令(建築基準法第9条第1項) ○廃棄物処理業者への必要な改善命令(廃棄物処理及び清掃に関する法律第19条の3第1項) ○防火管理上必要な措置の命令(消防法第8条第4項)
④ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき	8 2 1 2 4	○占有料・土砂採取料の徴収(港湾法第37条第7項)○支給の制限(児童手当法第5条)○入所費用等の徴収(身体障害者福祉法第38条第4項)○清算金の徴収(土地区画整理法第110条第1項)
⑤ 当該不利益処分の性質上、それに		○建設業法違反業者に対する指示(建設業法第

(6) 聴聞主宰者の指名方針

「聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する」(法第19条第1項)こととされている。また、「主宰者は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を発し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るもの」 [逐条解説174 頁]である。

今回、都道府県、調査対象市における聴聞主宰者の指名方針について調査した結果は、表 11のとおりであった。

表11 各省庁における聴聞主宰者の指名方針の内訳(平成12年3月31日現在)

指名方針の内訳	都道府県	調査対象市
① 当該不利益処分を所管する担当部課の職員を主宰 者として指名	1 9	1 0
② 当該不利益処分を所管する部局の担当部課が所属する部局の筆頭課等の職員を主催者として指名	3	1 3
③ 行政手続法担当課等の職員を全庁一律に主宰者と して指名	2	4
④ 統一的な方針を特に定めず、聴聞を必要とする事 由が生じた段階でその都度適任者を指名	2 3	2 4
計	4 7	5 1

- (注) 1 各部局により指名方針が異なるため重複回答を行った団体が含まれている。
 - 2 実際に聴聞を必要とする事由が生じた際にこれらの内容と異なる形で指名が行われる場合があり得る。

調査対象市一覧

地区	調査対象市名(所在する都道府県)
北海道	旭川市(北海道)
東北	八戸市(青森県)、北上市(岩手県)、大館市(秋田県)、石巻市(宮城 県)、酒田市(山形県)、郡山市、いわき市(福島県)
関東甲 信越	日立市(茨城県)、足利市(栃木県)、高崎市(群馬県)、川口市(埼玉県)、船橋市(千葉県)、八王子市(東京都)、相模原市(神奈川県)、長岡市(新潟県)、富士吉田市(山梨県)、松本市(長野県)
中部	高岡市(富山県)、小松市(石川県)、大垣市(岐阜県)、豊橋市、豊田市(愛知県)、浜松市(静岡県)、四日市市(三重県)
近畿	武生市(福井県)、草津市(滋賀県)、宇治市(京都府)、堺市(大阪府)、姫路市(兵庫県)、橿原市(奈良県)、田辺市(和歌山県)
中国	米子市(鳥取県)、出雲市(島根県)、倉敷市(岡山県)、福山市(広島 県)、下関市(山口県)
四国	丸亀市(香川県)、鳴門市(徳島県)、新居浜市(愛媛県)、南国市(高 知県)
九州沖縄	久留米市(福岡県)、唐津市(佐賀県)、佐世保市(長崎市)、八代市(熊本県)、別府市(大分県)、都城市(宮崎県)、鹿屋市(鹿児島県)、 沖縄市(沖縄県)

都道府県における審査基準の設定状況

(平成12年3月31日現在) (参考:平成9年3月31日現在)

本17.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	日夕	申請に	こ対する処分	±
都道府!	呆石	該当処分数	審査基準設定済 (設定率 %)	者
北海	道	1, 466	1, 215 (82. 9)	‡
青 森	県	1, 470	1, 156 (78. 6)	ŧ
岩 手	県	1, 461	1, 164 (79. 7)	岩
宮城	県	1, 468	1, 212 (82. 6)	臣
秋 田	県	1, 471	1, 056 (71. 8)	₹.
山形	県	1, 353	1, 068 (78. 9)	Ц
福島	県	1, 476	1, 211 (82. 0)	礻
茨城	県	1, 509	1, 198 (79. 4)	77/
栃木	県	1, 443	1, 115 (77. 3)	材
群馬	県	1, 453	1, 095 (75. 4)	君
埼玉	県	1, 453	1, 116 (76. 8)	占
千 葉	県	1, 490	1, 255 (84. 2)	٦
東京	都	1, 518	1, 272 (83. 8)	耳
神奈川	県	1, 495	1, 217 (81. 4)	
新潟	県	1, 471	1, 164 (79. 1)	亲
富山	県	1, 490	1, 198 (80. 4)	
石川	県	1, 434	1, 265 (88. 2)	7
福井	県	1, 456	1, 128 (77. 5)	袺
山梨	県	1, 434	1, 157 (80. 7)	Ц
長 野	県	1, 386	1, 202 (86. 7)	£
岐阜	県	1, 418	1, 092 (77. 0)	Щ
静岡	県	1, 439	1, 248 (86. 7)	青
愛知	県	1, 496	1, 327 (88. 7)	爱

初送点目名		1 /2	申請に	に対する処分
都道府県名		· 名	該当処分数	審査基準設定済 (設定率 %)
北	海	道	1, 422	1, 171 (82. 3)
青	森	県	1, 406	1, 153 (82. 0)
岩	手	県	1, 418	1, 127 (79. 5)
宮	城	県	1, 409	1, 124 (79. 8)
秋	田	県	1, 417	914 (64. 5)
山	形	県	1, 319	1,070 (81.2)
福	島	県	1, 416	1, 112 (78. 5)
茨	城	県	1, 446	1, 127 (77. 9)
栃	木	県	1, 406	1,039 (73.9)
群	馬	県	1, 406	1,074 (76.4)
埼	玉	県	1, 403	1, 035 (73. 8)
千	葉	県	1, 435	1, 253 (87. 3)
東	京	都	1, 454	1, 105 (76. 0)
神	奈 川	県	1, 437	1, 166 (81. 4)
新	潟	県	1, 420	1, 105 (77. 8)
富	山	県	1, 429	1, 119 (78. 3)
石	Ш	県	1, 398	1, 245 (89. 1)
福	井	県	1, 382	1,099 (79.5)
Щ	梨	県	1, 391	1,075 (77.3)
長	野	県	1, 358	1, 148 (84. 5)
岐	阜	県	1, 389	1, 092 (78. 6)
静	岡	県	1, 393	1, 199 (86. 1)
愛	知	県	1, 443	1, 238 (85. 8)

滋賀県 1,450 1,140 (78.6) 京都府 1,496 1,240 (82.9) 大阪府 1,509 1,101 (73.0) 兵庫県 1,468 1,320 (89.9) 奈良県 1,400 1,144 (81.7) 和歌山県 1,432 1,139 (79.5) 島取県 1,395 1,193 (85.5) 島根県 1,409 1,179 (83.7) 岡山県 1,445 1,144 (79.2) 広島県 1,489 1,252 (84.1) 山口県 1,406 1,175 (83.6) 徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3) 熊本県 1,479 1,159 (78.4)	
大阪府 1,509 1,101 (73.0) 兵庫県 1,468 1,320 (89.9) 奈良県 1,400 1,144 (81.7) 和歌山県 1,432 1,139 (79.5) 島取県 1,395 1,193 (85.5) 島根県 1,409 1,179 (83.7) 岡山県 1,445 1,144 (79.2) 広島県 1,489 1,252 (84.1) 山口県 1,406 1,175 (83.6) 徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
兵庫県 1,468 1,320 (89.9) 奈良県 1,400 1,144 (81.7) 和歌山県 1,432 1,139 (79.5) 島取県 1,395 1,193 (85.5) 島根県 1,409 1,179 (83.7) 岡山県 1,445 1,144 (79.2) 広島県 1,489 1,252 (84.1) 山口県 1,406 1,175 (83.6) 徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
奈良県 1,400 1,144 (81.7) 和歌山県 1,432 1,139 (79.5) 島取県 1,395 1,193 (85.5) 島根県 1,409 1,179 (83.7) 岡山県 1,445 1,144 (79.2) 広島県 1,489 1,252 (84.1) 山口県 1,406 1,175 (83.6) 徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
用歌山県 1,432 1,139 (79.5) 鳥 取 県 1,395 1,193 (85.5) 島 根 県 1,409 1,179 (83.7) 岡山県 1,445 1,144 (79.2) 広島県 1,489 1,252 (84.1) 山口県 1,406 1,175 (83.6) 徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
鳥 取 県 1,395 1,193 (85.5) 島 根 県 1,409 1,179 (83.7) 岡 山 県 1,445 1,144 (79.2) 広 島 県 1,489 1,252 (84.1) 山 口 県 1,406 1,175 (83.6) 徳 島 県 1,462 1,218 (83.3) 香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
島 根 県 1,409 1,179 (83.7) 岡 山 県 1,445 1,144 (79.2) 広 島 県 1,489 1,252 (84.1) 山 口 県 1,406 1,175 (83.6) 徳 島 県 1,462 1,218 (83.3) 香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
回 山 県 1,445 1,144 (79.2) 広 島 県 1,489 1,252 (84.1) 山 口 県 1,406 1,175 (83.6) 徳 島 県 1,462 1,218 (83.3) 香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
広 島 県 1,489 1,252 (84.1) 山 口 県 1,406 1,175 (83.6) 徳 島 県 1,462 1,218 (83.3) 香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
山 口 県 1,406 1,175 (83.6) 徳 島 県 1,462 1,218 (83.3) 香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
徳島県 1,462 1,218 (83.3) 香川県 1,431 1,111 (77.6) 愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
香 川 県 1,431 1,111 (77.6) 愛 媛 県 1,377 1,109 (80.5) 高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
愛媛県 1,377 1,109 (80.5) 高知県 1,426 1,243 (87.2) 福岡県 1,465 1,355 (92.5) 佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
高 知 県 1,426 1,243 (87.2) 福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
福 岡 県 1,465 1,355 (92.5) 佐 賀 県 1,413 1,179 (83.4) 長 崎 県 1,484 1,103 (74.3)	
佐賀県 1,413 1,179 (83.4) 長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
長崎県 1,484 1,103 (74.3)	
熊 本 県 1,479 1,159 (78.4)	
大分県 1,455 1,187 (81.6)	
宮 崎 県 1,479 1,192 (80.6)	
鹿児島県 1,417 1,228 (86.7)	
沖縄県 1,456 1,167 (80.2)	
合計 68,283 55,710	
平均 1,453 1,185 (81.6)	

三重県	1, 440	1, 219 (84. 7)
滋賀県	1, 401	1,076 (76.8)
京 都 府	1, 449	1, 179 (81. 4)
大 阪 府	1, 460	1, 097 (75. 1)
兵 庫 県	1, 409	1, 199 (85. 1)
奈 良 県	1, 349	1, 082 (80. 2)
和歌山県	1, 428	1, 138 (79. 7)
鳥取帰	1, 440	1,099 (76.3)
島根県	1, 418	1, 199 (84. 6)
岡山県	1, 378	1, 077 (78. 2)
広 島 県	1, 441	1, 114 (77. 3)
山口県	1, 401	1, 166 (83. 2)
徳島県	1, 415	1, 119 (79. 1)
香川県	1, 415	1, 100 (77. 7)
愛 媛 県	1, 409	1, 016 (72. 1)
高知県	1, 396	1, 190 (85. 2)
福岡県	1, 422	1, 316 (92. 5)
佐賀県	1, 381	1, 161 (84. 1)
長崎県	1, 418	1, 074 (75. 7)
熊本県	1, 432	1, 109 (77. 4)
大 分 県	1, 400	1,089 (77.8)
宮崎県	1, 456	1, 102 (75. 7)
鹿児島県	1, 389	1, 195 (86. 0)
沖縄県	1, 425	1, 035 (72. 6)
合計	66, 369	52, 941
平均	1, 412	1, 126 (79. 7)
	1	

(注)法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査(平成9年3月末現在)と今回調査(平成12年3月末現在)とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

調査対象市における審査基準の設定状況(平成12年3月31日現在)

		申請に対する処分		
調査対象市 名 		該当処分数	審査基準設定済	
旭川	一市	279	211 (79. 2)	
八戸	市	275	137 (49.8)	
北上	: 市	170	97 (57. 1)	
大 飢	市	134	88 (65. 7)	
石巻	市	242	240 (99. 2)	
酒田	市	193	128 (66.3)	
郡山	1 市	317	261 (82.3)	
いわ	き市	386	240 (62. 2)	
日立	市	254	165 (65.0)	
足乖	」市	210	111 (52. 9)	
高峭	市	277	155 (56.0)	
JI [市	258	184 (71.3)	
船棉	市	289	235 (81.3)	
八王	子市	231	113 (48.9)	
相模	原市	264	203 (76. 9)	
長日	市	267	204 (76. 4)	
富士吉	田市	168	118 (70. 2)	
松本	市	279	255 (91.4)	
高岡	市	285	243 (85. 3)	
小 松	市	233	114 (48.9)	
大 垣	市	172	105 (61.0)	
豊棉	市	359	254 (70.8)	
豊田	市	350	256 (73.1)	
浜 松	市	366	242 (66. 1)	

四日市市	309	208 (67.3)
武生市	199	99 (49.7)
草津市	258	191 (74.0)
宇治市	233	115 (49.4)
堺 市	383	286 (74. 7)
姫 路 市	358	291 (81.3)
橿原市	200	111 (55. 5)
田辺市	169	110 (65.1)
米 子 市	256	187 (73.0)
出雲市	229	150 (65.5)
倉 敷 市	244	209 (85. 7)
福山市	366	244 (66.7)
下関市	364	272 (74. 7)
丸亀市	188	93 (49.5)
鳴門市	164	79 (48. 2)
新居浜市	239	187 (78. 2)
南国市	167	141 (84.4)
久留米市	266	166 (62.4)
唐津市	153	118 (77. 1)
佐世保市	350	238 (68.0)
八代市	186	180 (96.8)
別府市	208	158 (76.0)
都 城 市	224	127 (56. 7)
鹿屋市	172	155 (90.1)
沖縄市	163	105 (64.4)
合 計	12, 306	8, 589
平均	251	175 (69.8)

都道府県における標準処理期間の設定状況

(平成12年3月31日現在)

(参考:平成9年3月31日現在)

≠ π:	送佐県	1 <i>5</i> 7	申請に	に対する処分	都這
1912	道府県	₹ 1 □	該当処分数	標準処理期間設定済 (設定率 %)	机机
北	海	道	1, 466	950 (64.8)	北
青	森	県	1, 470	946 (64.4)	青
岩	手	県	1, 461	1, 116 (76. 4)	岩
宮	城	県	1, 468	995 (67.8)	宮
秋	田	県	1, 471	1, 156 (78. 6)	秋
山	形	県	1, 353	831 (61.4)	Щ
福	島	県	1, 476	977 (66. 2)	福
茨	城	県	1, 509	1, 041 (69. 0)	茨
栃	木	県	1, 443	857 (59.4)	栃
群	馬	県	1, 453	933 (64. 2)	群
埼	玉	県	1, 453	941 (64.8)	埼
千	葉	県	1, 490	1, 101 (73. 9)	千
東	京	都	1, 518	928 (61.1)	東
神	奈 川	県	1, 495	1, 065 (71. 2)	神
新	潟	県	1, 471	1,010 (68.7)	新
富	Щ	県	1, 490	991 (66.5)	富
石	Щ	県	1, 434	1, 120 (78. 1)	石
福	井	県	1, 456	893 (61.3)	福
山	梨	県	1, 434	764 (53.3)	山
長	野	県	1, 386	1, 015 (73. 2)	長
岐	阜	県	1, 418	841 (59.3)	岐
静	岡	県	1, 439	988 (68.7)	静
愛	知	県	1, 496	1, 117 (74. 7)	愛

≱ π ≥5	道府 県	1 <i>5</i> 7	申請に対する処分		
旬 17.7	크게 가	₹ 1	該当処分数	標準処理期間設定済 (設定率 %)	
北	海	道	1, 422	885 (62. 2)	
青	森	県	1, 406	904 (64. 3)	
岩	手	県	1, 418	1, 107 (78. 3)	
宮	城	県	1, 409	842 (59.8)	
秋	田	県	1, 417	1, 088 (76. 8)	
山	形	県	1, 319	798 (60.5)	
福	島	県	1, 416	926 (65.4)	
茨	城	県	1, 446	1, 022 (70. 7)	
栃	木	県	1, 406	754 (53. 6)	
群	馬	県	1, 406	902 (64. 2)	
埼	玉	県	1, 403	963 (68.6)	
千	葉	県	1, 435	1, 089 (75. 9)	
東	京	都	1, 454	913 (62.8)	
神	奈 川	県	1, 437	1, 034 (71. 9)	
新	潟	県	1, 420	959 (67.5)	
富	Щ	県	1, 429	1,001 (70.0)	
石	Ш	県	1, 398	1, 102 (78.8)	
福	井	県	1, 382	873 (63.1)	
山	梨	県	1, 391	707 (50.8)	
長	野	県	1, 358	1,018 (75.0)	
岐	阜	県	1, 389	837 (60.3)	
静	岡	県	1, 393	953 (68.4)	
愛	知	県	1, 443	1, 048 (72. 6)	

≡	重	県	1, 490	1, 054	(70. 7)
滋	賀	県	1, 450		(74. 8)
京	都	府	1, 496	892	
大	阪	府	1, 509	859	(56. 9)
兵	庫	県	1, 468		(83. 8)
奈	良	県	1, 400	983	
	歌 山		1, 432	831	(58. 0)
鳥	取	県	1, 395		(73. 6)
島	根	県	1, 409	975	(69. 2)
岡	山	県	1, 445	791	(54. 7)
			1, 489		
広	島	県			(79. 6)
山		県	1, 406		(76. 9)
徳	島	県	1, 462	978	(66. 9)
香	Ш	県	1, 431		(72. 5)
愛	媛	県	1, 377	1, 020	(74. 1)
高	知	県	1, 426	975	(68. 4)
福	岡	県	1, 465	1, 208	(82. 5)
佐	賀	県	1, 413	1, 024	(72. 5)
長	崎	県	1, 484	800	(53. 9)
熊	本	県	1, 479	956	(64. 6)
大	分	県	1, 455	923	(63. 4)
宮	崎	県	1, 479	911	(61. 6)
鹿!	見 島	県	1, 417	920	(64. 9)
沖	縄	県	1, 456	988	(67. 9)
	ì	ł	68, 283	46, 310	
<u></u>	<u> </u>]	1, 453	985	(67. 8)
/// A A A A A A A A A A A A A A A A A A					

i.				•	
Ξ	重	県	1, 440	988	(68. 6)
滋	賀	県	1, 401	1, 045	(74. 6)
京	都	府	1, 449	811	(56. 0)
大	阪	府	1, 460	823	(56. 4)
兵	庫	県	1, 409	1, 177	(83. 5)
奈	良	県	1, 349	942	(69. 8)
和	歌山	県	1, 428	854	(59. 8)
鳥	取	県	1, 440	827	(57. 4)
島	根	県	1, 418	898	(63. 3)
岡	山	県	1, 378	776	(56. 3)
広	島	県	1, 441	1, 093	(75. 9)
山		県	1, 401	1, 113	(79. 4)
徳	島	県	1, 415	888	(62. 8)
香	Ш	県	1, 415	1, 023	(72. 3)
愛	媛	県	1, 409	980	(69. 6)
高	知	県	1, 396	928	(66. 5)
福	岡	県	1, 422	1, 192	(83. 8)
佐	賀	県	1, 381	1, 001	(72. 5)
長	崎	県	1, 418	810	(57. 1)
熊	本	県	1, 432	993	(69. 3)
大	分	県	1, 400	924	(66. 0)
宮	崎	県	1, 456	889	(61. 1)
鹿	児 島	県	1, 389	937	(67. 5)
沖	縄	県	1, 425	934	(65. 5)
1	合計		66, 369	44, 571	
3	平均		1, 412	948	(67. 1)

(注) 法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査(平成9年3月末現在)と今回調査(平成12年3月末現在)とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

別表 3②

調査対象市における標準処理期間の設定状況 (平成12年3月31日現在)

=======================================			申請に対する処分		
調3名	調査対象市 名		該当処分数	標準処理 済	期間設定 (設定率 %)
旭	Ш	市	279	228	(81. 7)
八	戸	市	275	64	(23. 3)
北	上	市	170	88	(51.8)
大	館	市	134	26	(19. 4)
石	巻	市	242	131	(54. 1)
酒	田	市	193	58	(30. 1)
郡	山	市	317	155	(48. 9)
い:	わき	市	386	135	(35. 0)
日	立	市	254	86	(33. 9)
足	利	市	210	100	(47. 6)
高	崎	市	277	63	(22. 7)
Ш		市	258	115	(44. 6)
船	橋	市	289	142	(49. 1)
八	王子	市	231	111	(48. 1)
相	模 原	市	264	143	(54. 2)
長	岡	市	267	156	(58. 4)
富士	上吉田	市	168	103	(61.3)
松	本	市	279	93	(33. 3)
高	岡	市	285	232	(81. 4)
小	松	市	233	69	(29. 6)
大	垣	市	172	99	(57. 6)
豊	橋	市	359	184	(51. 3)
豊	田	市	350	138	(39. 4)

Ī		I		
浜 松	市	366	165	(45. 1)
四日市	市	309	109	(35. 3)
武生	市	199	47	(23. 6)
草津	市	258	115	(44. 6)
宇治	市	233	54	(23. 2)
堺	市	383	215	(56. 1)
姫 路	市	358	231	(64. 5)
橿原	市	200	35	(17. 5)
田辺	市	169	107	(63. 3)
米 子	市	256	171	(66. 8)
出雲	市	229	79	(34. 5)
倉 敷	市	244	147	(60. 2)
福山	市	366	169	(46. 2)
下 関	市	364	188	(51. 6)
丸亀	市	188	70	(37. 2)
鳴門	市	164	32	(19. 5)
新居浜	市	239	169	(70. 7)
南国	市	167	128	(76. 6)
久留米	市	266	143	(53. 8)
唐 津	市	153	60	(39. 2)
佐世保	市	350	191	(54. 6)
八代	市	186	20	(10. 8)
別府	市	208	69	(33. 2)
都城	市	224	42	(18. 8)
鹿 屋	市	172	46	(26. 7)
沖縄	市	163	72	(44. 2)
合 詞	it .	12, 306	5, 593	
平均	匀	251	114	(45. 4)

別表 4①

都道府県における処分基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

(参考:平成9年3月31日現在)

都道府県名 該当処分数 処分基準設定済 (設定率 北 海 道 1,244 924 (74.3) 青 森 県 1,254 831 (66.3) 岩 手 県 1,218 942 (77.3) 宮 城 県 1,246 889 (71.3) 秋 田 県 1,269 910 (71.7) 山 形 県 1,204 844 (70.1)	%)
青森県 1,254 831 (66.3) 岩手県 1,218 942 (77.3) 宮城県 1,246 889 (71.3) 秋田県 1,269 910 (71.7)	
岩 手 県 1,218 942 (77.3) 宮 城 県 1,246 889 (71.3) 秋 田 県 1,269 910 (71.7)	
宮 城 県 1,246 889 (71.3) 秋 田 県 1,269 910 (71.7))
秋 田 県 1,269 910 (71.7)	
山 形 県 1,204 844 (70.1))
)
福島県 1,252 916 (73.2))
茨 城 県 1,275 861 (67.5))
栃 木 県 1,209 860 (71.1))
群 馬 県 1,219 884 (72.5))
埼 玉 県 1,223 807 (66.0))
千葉県 1,263 945 (74.8))
東京都 1,271 900 (70.8))
神奈川県 1,241 919 (74.1))
新 潟 県 1,246 913 (73.3))
富山県 1,245 911 (73.2))
石 川 県 1,264 1,025 (81.1))
福 井 県 1,223 872 (71.3))
山 梨 県 1,120 835 (74.6))
長野県 1,171 877 (74.9))
岐阜県 1,214 859 (70.8))
静 岡 県 1,242 950 (76.5))
愛 知 県 1,259 1.006 (79.9))

都道府県名		上夕	不利	益 処 分
		νъ	該当処分数	処分基準設定済 (設率 %)
北	海	道	1, 199	845 (70. 5)
青	森	県	1, 191	833 (69.9)
岩	手	県	1, 189	879 (73. 9)
宮	城	県	1, 206	833 (69. 1)
秋	田	県	1, 233	818 (66.9)
Щ	形	県	1, 174	792 (67.5)
福	島	県	1, 204	880 (73.1)
茨	城	県	1, 225	867 (70.8)
栃	木	県	1, 181	825 (70.0)
群	馬	県	1, 179	837 (71.0)
埼	玉	県	1, 167	820 (70.3)
千	葉	県	1, 219	917 (75. 2)
東	京	都	1, 204	836 (67. 4)
神	奈川	県	1, 196	872 (72. 9)
新	潟	県	1, 208	900 (74. 5)
富	山	県	1, 222	886 (72. 5)
石	Ш	県	1, 211	972 (80.3)
褔	井	県	1, 176	823 (70.0)
山	梨	県	1, 147	823 (71.8)
長	野	県	1, 151	851 (73.9)
岐	阜	県	1, 176	836 (71.1)
静	岡	県	1, 182	927 (78.4)
愛	知	県	1, 225	923 (75. 3)

三重	県	1, 266	1, 034	(81. 7)
滋賀	県	1, 217	893	(73. 4)
京 都	府	1, 260	920	(73. 0)
大 阪	府	1, 284	875	(68. 1)
兵 庫	県	1, 254	1, 031	(82. 2)
奈 良	県	1, 212	957	(79. 0)
和歌山	県	1, 265	872	(68. 9)
鳥取	県	1, 260	938	(74. 4)
島根	県	1, 229	1, 022	(83. 2)
岡山	県	1, 237	949	(76. 7)
広島	県	1, 261	900	(71. 4)
山口	県	1, 221	895	(73. 3)
徳島	県	1, 245	872	(70. 0)
香川	県	1, 247	869	(69. 7)
愛媛	県	1, 203	820	(68. 2)
高 知	県	1, 217	941	(77. 3)
福岡	県	1, 247	965	(77. 4)
佐賀	県	1, 210	934	(77. 2)
長 崎	県	1, 234	927	(75. 1)
熊本	県	1, 249	933	(74. 7)
大 分	県	1, 247	873	(70. 0)
宮崎	県	1, 262	870	(68. 9)
鹿児島	県	1, 187	955	(80.5)
沖縄	県	1, 265	899	(71. 1)
合 討	- <u>-</u>	58, 151	42, 824	
平均]	1, 237	911	(73. 6)

ı			1	İ
Ξ	重	県	1, 221	936 (76.7)
滋	賀	県	1, 172	856 (73.0)
京	都	府	1, 218	868 (71.3)
大	阪	府	1, 251	837 (66.9)
兵	庫	県	1, 186	895 (75. 5)
奈	良	県	1, 170	891 (76. 2)
和	歌山	県	1, 224	853 (69.7)
鳥	取	県	1, 235	848 (68. 7)
島	根	県	1, 227	1.040 (84.8)
岡	Щ	県	1, 167	820 (70.3)
広	島	県	1, 224	852 (69. 6)
山		県	1, 184	859 (72. 6)
徳	島	県	1, 197	836 (69.8)
香	Ш	県	1, 202	834 (69. 4)
愛	媛	県	1, 187	786 (66. 2)
高	知	県	1, 186	920 (77.6)
福	岡	県	1, 217	908 (74.6)
佐	賀	県	1, 197	929 (77.6)
長	崎	県	1, 179	885 (75. 1)
熊	本	県	1, 213	860 (70.9)
大	分	県	1, 183	819 (69. 2)
宮	崎	県	1, 232	791 (64. 2)
鹿	児島	県	1, 175	936 (79.7)
沖	縄	県	1, 238	810 (65.4)
	合計		56. 376	40, 664
	平均		1, 199	865 (72. 1)

(注)法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査(平成9年3月末現在)と今回調査(平成12年3月末現在)とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

別表 4②

調査対象市における処分基準の設定状況(平成12年3月31日現在)

	調査対象市名		不	利	益	処	分
			該当処分	分数	処分	基準	設定済 (設率 %)
旭	Ш	市	3	19		238	(74. 6)
八	戸	市	2	92		98	(33. 6)
北	上	市	20	03		95	(46. 8)
大	館	市	2	15		166	(77. 2)
石	巻	市	2	76		204	(73. 9)
酒	田	市	2	65		102	(38. 5)
郡	山	市	3	77		185	(49. 1)
いっ	りき	市	4	41		232	(52. 6)
日	立	市	3	11		167	(53. 7)
足	利	市	2	56		90	(35. 2)
高	崎	市	2	95		143	(48. 5)
Ш		市	3	11		188	(60. 5)
船	橋	市	3:	35		217	(64. 8)
八	王子	市	2	71		133	(49. 1)
相相	漠 原	市	30	00		159	(53. 0)
長	岡	市	28	87		200	(69. 7)
富士	吉田	市	2	65		146	(55. 1)
松	本	市	2	98		204	(68. 5)
高	岡	市	30	07		245	(79. 8)
小	松	市	24	48		82	(33. 1)
大	垣	市	2	52		139	(55. 2)
豊	橋	市	4.	47		202	(45. 2)
豊	田	市	4	65		279	(60. 0)
浜	松	市	43	34	,	269	(62. 0)

四日市市	326	159 (48.8)
武 生 市	239	141 (59.0)
草津市	257	253 (98.4)
宇治市	255	69 (27. 1)
堺 市	450	261 (58.0)
姫 路 市	463	315 (68.0)
橿原市	236	134 (56.8)
田辺市	220	173 (78.6)
米 子 市	287	163 (56.8)
出雲市	235	98 (41.7)
倉 敷 市	311	181 (58. 2)
福山市	423	209 (49.4)
下関市	442	262 (59.3)
丸 亀 市	238	138 (58.0)
鳴門市	190	99 (52. 1)
新居浜市	265	213 (80. 4)
南国市	230	153 (66.5)
久留米市	306	182 (59.5)
唐津市	177	113 (63.8)
佐世保市	373	215 (57. 6)
八代市	227	196 (86.3)
別府市	227	141 (62. 1)
都 城 市	274	153 (55.8)
鹿 屋 市	188	184 (97. 9)
沖縄市	219	102 (46.6)
合 計	14, 528	8, 490
平均	297	173 (58.4)